

經濟產業省 提出個票

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	経済産業省
貴省庁該当箇所	政府事故調提言（６）２
提言内容	○東京電力の在り方に関する提言 東京電力は、原子力発電所の安全性に一義的な責任を負う事業者として、国民に対して重大な社会的責任を負っているが、津波を始め、自然災害によって炉心が重大な損傷を受ける事態に至る事故の対策が不十分であり、福島第一原発が設計基準を超える津波に襲われるリスクについても、結果として十分な対応を講じていなかった。組織的に見ても、危機対応能力に脆弱な面があったこと、事故対応に当たって縦割り組織の問題が見受けられたこと、過酷な事態を想定した教育・訓練が不十分であったこと、事故原因究明への熱意が十分感じられないことなどの多くの問題が認められた。東京電力は、当委員会の指摘を真摯に受け止めて、これらの問題点を解消し、より高いレベルの安全文化を全社的に構築するよう、更に努力すべきである。
対応の状況 （１月現在）	<法令・制度・計画等の策定> ○東京電力においては総合特別事業計画に基づき、賠償、廃止措置、電力の安定供給という社会に対する重要な責務を果たすため、その実現に向けて、「意識改革」の実行に着手している。 ○東京電力は、安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向けて、改革を迅速かつ強力に実行するため、社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を設置した。同時に、取締役会の諮問機関として、外部の視点で原子力改革の取り組みについて監視・監督する、国内外の専門家・有識者による「原子力改革監視委員会」を設置した。 ○昨年１２月に、原子力改革特別タスクフォースにおいて、福島原子力事故の根本原因分析と対策について盛り込んだ中間報告（1F事故の総括及び原子力安全改革プラン）を公表した。
今後の対応、検討の方針	<その他> ○「原子力改革監視委員会」、「原子力改革特別タスクフォース」において、「1F事故の総括及び原子力安全改革プラン」の最終報告書を取りまとめていく。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	経済産業省
提言該当箇所	国会事故調提言 4 2)
提言内容	○電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。
対応状況 (1月現在)	<その他> ○原子力事業者等は、東京電力・福島第一原子力発電所事故を踏まえ、常に世界最高水準の安全性を追求するため、「一般社団法人 原子力安全推進協会」という新たな組織を、平成 24 年 11 月 15 日に立ち上げた。 ○この新組織は、米・原子力産業界の自主的な安全推進機関である INPO（原子力発電運転協会）にならって、そのベストプラクティスを導入しようとするものである。 ○主な機能は、 ①原子力発電所の安全性向上対策の実施状況や運営状況等を独自に調査し評価 ②安全性向上を促す提言／勧告を、各事業者トップに直接通知 ③各事業者はトップ同士によるピアプレッシャーの中で提言／勧告の実現に向けた対応を実施 を継続的、反復的に実施するもの。
今後の対応・検討方針	<その他> ○原子力安全推進協会は、以下の事業に着実に取り組んでいく。 ・安全性向上対策の評価と提言・勧告および支援 ・原子力施設の評価と提言・勧告および支援 ・上記の活動を支えるための諸活動（トラブル情報分析、規格基準作成、人材育成等）の実施 ○例えば、以下の取組等により機能強化を図るとともに、不断の見直しを行っていくことを、経済産業省として期待している。 ・INPOのように安全性のレーティングを行い、各社社長がピアプレッシャーによって安全性を向上させていく仕組みの導入 ・レーティングと保険料率とが結びついた経済インセンティブの導入 ・INPOやWANO（世界原子力発電事業者協会）等の国際的な機関との連携

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	経済産業省
貴省庁該当箇所	国会事故調提言 4 3)
提言内容	○東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
対応の状況 (1月現在)	<法令・制度・計画等の策定> ○東京電力においては総合特別事業計画に基づき、賠償、廃止措置、電力の安定供給という社会に対する重要な責務を果たすため、その実現に向けて、「意識改革」の実行に着手している。 ○情報公開については、東京電力のテレビ会議映像の公開について、昨年、経済産業大臣が東京電力に対して公開等に関する指示を行い、東京電力のテレビ会議映像の公開を促した。公人と東京電力幹部を除いて氏名・役職等のマスキング処理を行い個人情報保護しつつ、報道関係者に対し東京電力本店にて映像を公開している。 ○危機管理体制については、安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向けて、社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」が昨年9月に設置された。国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督している。昨年12月に、原子力改革特別タスクフォースにおいて、福島原子力事故の根本原因分析と対策について盛り込んだ中間報告（1F事故の総括及び原子力安全改革プラン）を公表した。 ○ガバナンス体制については、昨年の株主総会后、委員会設置会社への移行を行った。取締役会の過半数を社外取締役で構成するなどの経営構造改革を実行し、経営の客観性・透明性を確保している。また、昨年7月31日付で原子力損害賠償支援機構から1兆円の出資を行い、一時的な公的管理下に置かれた。
今後の対応、検討の針	<法令・制度・計画等の策定> ○今後、東京電力が、総合特別事業計画に沿って、「意識改革」やガバナンスの改革を進めていくよう、促していく。 ○また、原子力損害賠償支援機構法等を通じ、以下のような取組を含め、東京電力による総合特別事業計画の履行を確保していく。 ・「カンパニー制度」を導入し、一層のコスト意識と創意工夫を喚起することや、関係会社との取引等の従来取引構造を見直し、一層の情報公開と競争発注の拡大等をはじめとして、経営合理化・透明性の確保等を図る。 ・「原子力改革監視委員会」、「原子力改革特別タスクフォース」において、「1F事故の総括及び原子力安全改革プラン」の最終報告書を取りまとめていく。

昨年5月9日、政府は、東京電力及び原子力損害賠償支援機構が策定した「総合特別事業計画」を認定。当該計画において、「新しい東電」の実現に向けて、「意識改革」を実行していくということになっている。

◆経営体制

- ・委員会設置会社への移行。下河辺和彦（前原子力損害賠償支援機構運営委員長）氏を取締役会長、取締役会の過半数を社外取締役で構成するなどの経営構造改革を実行し、経営の客観性・透明性を高める。
- ・本計画の実行、その他業務運営上の経営判断や意思決定は当経営陣下において行う。

◆事業改革

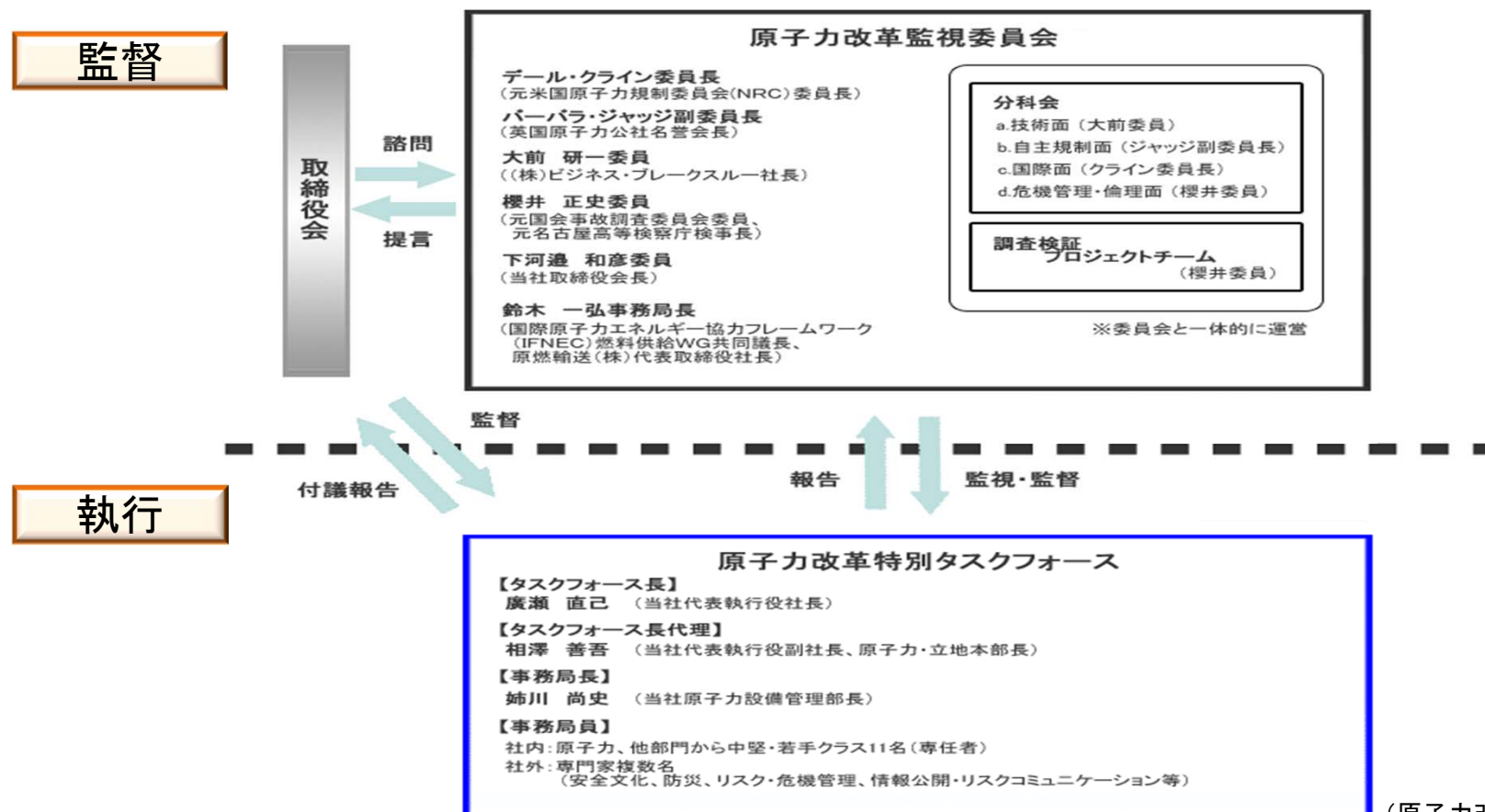
- ・各部門のミッションやコスト構造を明確化する「カンパニー制度」を導入し、一層のコスト意識と創意工夫を喚起するとともに、透明性の高い事業運営を実現する（燃料・火力、送配電、小売）（「自前主義」から「外部連携」へ）
- ・関係会社との取引をはじめとした従来の取引構造を見直し、一層の情報公開と競争発注の拡大により、取引の公平性・透明性を確保する。
- ・「社内論理、前例主義」「縦割り、部門主義」の克服に向け、経営から現場レベルまで、社外の視点も取り入れつつ、部門を超えたコミュニケーションの活性化を図る。あわせて積極的な人事交流と横断的な情報共有に取り組み、開かれた企業文化へ転換する。

2. 東京電力の取締役の構成

取締役分類	氏名	その他役職
社外取締役	下河邊 和彦 (しもこうべ かずひこ)	取締役会長
	樫谷 隆夫 (かしたに たかお)	株式会社ブレイン・コア代表取締役社長 株式会社エフ・ピーブレイン代表取締役社長 公認会計士
	小林 喜光 (こばやし よしみつ)	三菱化学株式会社取締役会長 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長
	嶋田 隆 (しまだ たかし)	執行役会長補佐兼経営改革本部事務局長
	数土 文夫 (すど ふみお)	ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役
	能見 公一 (のうみ きみかず)	株式会社産業革新機構代表取締役社長
	藤森 義明 (ふじもり よしあき)	株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼ＣＥＯ 株式会社ＬＩＸＩＬ代表取締役社長
社内取締役	廣瀬 直己 (ひろせ なおみ)	代表執行役社長
	内藤 義博 (ないとう よしひろ)	代表執行役副社長福島原子力被災者支援対策本部長
	山口 博 (やまぐち ひろし)	代表執行役副社長電力流通本部長
	古谷 昌伯 (ふるや まさのり)	

3. 原子力改革監視委員会

- ◆「原子力改革監視委員会」は、国内外の有識者から構成される東京電力株式会社取締役会の諮問機関として、平成24年9月11日に設置。
- ◆ 同委員会は、東京電力が世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向けて、安全文化、リスク・危機管理、情報公開等の改革を迅速かつ強力に実行するために設置した「原子力改革特別タスクフォース」の取り組みについて、外部の視点で監視・監督を行う。



(原子力改革監視委員会HPより)

4. 原子力改革特別タスクフォースの中間報告(平成24年12月14日)

社内事故調(H24. 6.20)の結論(結果として事故の備えができなかったが、不作為はなかった)には、一切拘束されず、事故の原因は「事前の備えが十分でなかった」との考えに立ち、とりまとめたもの

(1) 福島原子力事故の反省

原子力発電所設備面での不備、事故時の広報活動について深く反省

(2) 福島事故の根本原因分析

- ①全電源喪失等により過酷事故が発生する可能性は十分小さく、さらに安全性を高める必要性は低いと考え、過酷事故対策の強化が停滞した
- ②知見が十分とは言えない津波に対し、想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、深層防護の備えを行わなかった
- ③過酷事故や複数号機の同時被災が起こると考えておらず、現場の事故対応の備えが不十分であった

(3) 従来の改革活動の限界

- ・組織的に安全意識を向上させる対策、経営層の具体的な改革案が不十分
- ・緊急時に組織の権限と責任の不明瞭さが顕在化したが、平常時においても同様マネジメントの権限と責任は曖昧さが目立つ
- ・原子力組織の持つ構造的な問題を助長する負の連鎖が強固に組織内に定着していて解消が難しかった

(4) 主な対策

- ①福島原子力事故からの教訓に基づく直接的な対策(ハード対策)
各種事故調査報告書が提言している設備面の安全対策を具体的に全て反映
- ②原子力組織の持つ構造的な問題への対策(ソフト対策)
 - 【対策1】経営層の原子力安全に対する意識の向上
 - 【対策2】内部規制組織の設置(今後、原子力改革監視委員会からのご意見を受けて最終形態に反映予定)
 - 【対策3】緊急時の組織
 - 【対策4】深層防護対策を提案する技術力の強化
 - 【対策5】現場直営技術力の強化
 - 【対策6】リスクコミュニケーターの任用と設置

原子力安全推進協会のミッションと活動のポイント

原子力発電所の安全性向上のためには、事業者自らが、自主的かつ継続的に安全性向上に取り組み、世界最高水準の安全性を不断に追求することが必要です。また、この安全性向上活動が、事業者の独りよがりにならず、絶えずこれを別の立場で評価する仕組みがなくてはなりません。

原子力安全推進協会は、技術評価において事業者の意向に影響されない独立性の仕組み・体制を構築し、事業者に対して客観的に評価、提言・勧告を行うとともに、それに基づき事業者の原子力安全性向上活動の支援を行うことで、我が国全体の原子力安全レベルを引き上げていきます。

仕組み

ミッション：日本の原子力産業界における、世界最高水準の安全性の追求 ～たゆまぬ最高水準（Excellence）の追求～

① 技術評価の独立性

✦ 技術評価の独立性確保

技術評価や提言・勧告の判断は原子力安全推進協会代表の専決事項とし、事業者の意向に左右されない技術評価を行います。

✦ 提言案の策定

原子力安全推進協会

② 事業者社長のコミットメント

事業者の全社長が出席する「事業者社長会議」において、原子力安全推進協会代表から直接、社長へ提言・勧告を行い、改善策実行の約束を引き出す仕組みとします。また、提言・勧告を受けた社長だけでなく、他の社長も課題を共有し、お互い切磋琢磨することで業界全体としてのレベルアップを図ります。

代表からの提言

経営に関わる
意見交換

③ 海外機関との連携

過酷事故や確率論的安全評価等の各分野をリードする海外の専門家を迎え、事業者に対する提言・勧告のレビューを受けます。

安全性向上活動、ピアレビュー等の業務について、海外の技術者を迎え、意見交換します。

WANO^(*)等の海外機関・海外事業者の最高責任者クラスと、原子力安全性向上のために組織の経営全般や必要な連携分野等についての意見交換し、価値観の共有を図ります。

(*)WANO：世界原子力
発電事業者協会

取り組み

安全性向上対策の評価と提言・勧告および支援

国内外の最新情報を収集・分析し、各事業者がエクセレンスを目指して取り組むよう、原子力安全レベルを引き上げていくための提言を行います。
喫緊の課題としては、シビアアクシデント（設計基準を超え重大な炉心損傷を起こす事故）対応を最優先で進めることとしますが、今後は設計基準を超えない事象にも取組の範囲を拡大していく予定です。

原子力施設の評価と提言・勧告および支援

原子力施設の運営状況を定期的に行うピアレビューやテーマ別レビューにより確認し、最優良事例を踏まえて発電所等の運営状況や設備の状態、安全文化の健全性や改善への取り組みを評価し、それぞれのレベルを引き上げるための提言、支援を行います。
また、発電所に対し連絡代表者を定期的に派遣し、発電所幹部とのコミュニケーション、他発電所での良好事例の紹介などを通じて発電所に対する支援を行いレベルアップを図ります。

その他関連業務の推進

左記を支えるための諸活動（トラブル情報分析、規格基準作成、人材育成等）を行います。